

相談

行政相談

■日時／10月22日(金)
午後1時～3時30分

■場所／久賀総合センター

■相談担当者／

行政相談委員 小林 晃

人権相談

■日時／11月10日(水)
午前9時30分～正午

■場所／久賀総合センター

■相談担当者／法務局職員・
地元人権擁護委員

■問い合わせ／

周防大島町役場
福祉課民生福祉班

☎77・5505

女性の人権ホットライン

配偶者・パートナーからの暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった、女性をめぐるいろいろな人権問題の解決に向けた助言と相談を行います。

■日時／11月21日(日)
午前10時～午後5時

○午前10時～午後5時

■電話番号／

☎083(920) 1311

■問い合わせ／

山口県人権擁護委員連合会
☎083(920) 1311

自動車保険請求相談センター

(社)日本損害保険協会では交通事故の解決にお困りの方のために全国に「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について、無料で相談を受け付けています。

■相談日・時間／

月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～正午

午後1時～5時

■相談電話番号／

☎083(925) 0999

■弁護士相談日／

毎月第一火曜日
午後1時～4時

■問い合わせ／

(社)日本損害保険協会
中国支部山口県自動車保険
請求相談センター
☎083(925) 0999

年末調整説明会

■日時／11月10日(水)

○午前10時～11時30分

旧大島町・旧久賀町の源泉徴収義務者

○午後1時30分～3時

旧東和町・旧橘町の源泉徴収義務者

※午前・午後の部ともに説明内容は同じです。

■場所／

久賀総合センター大会議室

■対象者／個人等事業所並びに個人白色申告者

■問い合わせ／

柳井税務署
☎0820(22) 0277

お知らせ

山口県最低賃金が改正されました

山口県内で働くすべての労働者に適用される山口県最低賃金が次のとおり改正されました。

◆山口県最低賃金

1時間 638円

◆効力発生の日

平成16年10月1日
※平成14年度から時間表示のみとなりました。

この金額に満たない額で働かせたり、働いたりすることのないようにしましょう。

火災の大半は、人の不注意によって発生しています。

次にあげたことが火災の原因になるすべてではありませんが、一人ひとりが「火の用心」を心がけて火事を出さないようにしましょう。

火の用心7つのポイント

- (1) 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- (2) 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- (3) ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- (4) たき火をしない。
- (5) 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- (6) 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- (7) ストープには、燃えやすいものを近づけない。

住宅防火 いのちを守る 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

※11月9日(火)午前7時にサイレンが鳴ります。火災とお間違えのないようにお願いします。



火は消した?
いつも心に
聞いてみて

11月9日(火)から15日(月)は
秋季全国火災予防運動です

